

# 平成20年市議会第1回定例会

平成20年市議会第1回定例会が2月27日から3月25日までの28日間の日程で開催されました。今議会では、条例等22件、平成19年度補正予算10件、平成20年度当初予算12件、議員提出議案3件の47議案が慎重に審議され、46議案が可決・同意されました。

市長提出議案の主な内容は、本庄市環境マネジメントシステム外部審査員を設置する『本庄市環境マネジメントシステム外部審査員設置条例』、市長等の給料等の減額措置の延長をする『本庄市長等の給料及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例』、市職員に支給する地域手当を廃止する『本庄市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例』などです。予算では、『平成19年度本庄市一般会計補正予算』や総額を歳入歳出それぞれ233億700万円とする『平成20年度本庄市一般会計予算』などです。

議員提出議案の主な内容は、

『道路特定財源の確保に関する意見書』などです。

副市長に田雑 隆昌氏

副市長の中沢敏氏が3月31日をもって退職することに伴い、後任に田雑隆昌氏(国土交通省近畿地方整備局建設部都市整備課長)を選任することによって同意が得られました。



副市長  
田雑 隆昌氏

公平委員会委員に

萩原 英子氏

公平委員会委員の萩原英子氏(北堀)が任期満了となるため、同氏を再任することによって同意が得られました。



公平委員会委員  
萩原 英子氏

市では、「公正で信頼される市政」の実現を目指し、情報公開制度および個人情報保護制度を実施しています。このほど平成19年度の実施状況がまとまりましたのでお知らせします。

## 平成19年度 情報公開制度・個人情報保護制度実施状況

★行政管理課 ☎1161

### 平成19年度情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数			決定内容				合計
	請求	申出		全部公開	部分公開	不存在	非公開	
市長	53	41	12	24	25	3	0	52
教育委員会	2	2	0	1	1	0	0	2
議会	3	2	1	0	3	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	58	45	13	25	29	3	0	57

請求：平成18年1月10日以後に市の職員が作成または取得した情報の公開を請求権者が求めること  
申出：請求以外の場合

### 平成19年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数	決定内容				合計
		全部開示	部分開示	不存在	非開示	
市長	8	5	2	0	0	7
その他	0	0	0	0	0	0
合計	8	5	2	0	0	7

※平成20年3月31日現在、情報公開請求および個人情報開示請求の未決定が各1件あります。(未決定は年度末に請求されたものです。)  
※部分公開および部分開示の公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報保護等によるものです。

### 本庄市情報公開・個人情報保護審議会委員を募集

市では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正で円滑な運営や制度の改善について審議する『本庄市情報公開・個人情報保護審議会』の委員を募集します。

応募条件 市内在住の20歳以上の人

任期 2年間 募集人員 3人以内

応募方法 応募の動機を1,200字以内にまとめて、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所行政管理課行政管理係

応募締切 5月30日(金) 必着

小学校6年生までの児童をもつみなさんへ

# 児童手当制度のご案内

児童手当制度は、子育て家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を図ることを目的としています。

## ？ 児童手当を受けるには

児童手当を受けるには申請が必要です。申請に基づき審査し、該当する人に児童手当を支給します。

※申請した月の翌月分からは支給対象となります。(申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。)



## ？ 届け出の内容が変わったら

届け出ている内容が変わったときは、手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない、あるいは、さかのぼって手当を返還していただく場合もありますのでご注意ください。

## ▼児童扶養手当

離婚・死別等で父親がいない児童や、父親に一定の障害がある児童を養育している人に支給します。

## ▼特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※認定されれば申請月の翌月分からの支給となります。

\*お問い合わせは、子育て支援課 ☎1130、総合支所健康福祉課 ☎1331 (内線316)

## ？ 児童手当を受給している人は

現在、児童手当を受給している人は現況届の提出が必要 です。

現況届は、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

受給している人には6月上旬に、『現況届用紙』を郵送しますので、必ず6月中に提出してください。

この届を提出しないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

## 対象

小学校修了前の児童を養育し、所得が下表の所得制限限度額未満の人

## 支給月額

- ・3歳未満 10,000円
- ・3歳以上の第1子・第2子 5,000円
- ・3歳以上の第3子以降 10,000円

※第○子とは、養育する児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)の順番です。

## 支給時期

2月、6月、10月の各10日(それぞれの前月分までの手当を支給)

## 持参するもの

- ・印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ・本人確認できるもの
- ・申請者名義の金融機関預金通帳(ゆうちょ銀行不可)
- ・その他、必要に応じて提出する書類(健康保険証のコピーなど)

平成20年度所得制限限度額表

扶養親族等の数	自営業等 (国民年金加入者)	サラリーマン等 (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円(老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額	

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額は、上記の表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

所得：給与収入の場合は給与所得控除後の金額(事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額)から法定控除(8万円)および医療費控除等を控除した金額  
扶養親族等：税法上の控除対象配偶者および扶養親族

その他の手当について  
(重複受給可)